

採用内定取消し件数(平成20年12月19日現在)

新規学校卒業者の採用内定取消し(ハローワークが指導中のものを含む)について、全国のハローワークが平成20年12月19日現在で確認できた限りでの概数は、次のとおりである。

	事業所の件数	人数
合計	172 (87)	769 (331)
高校生	47 (15)	137 (29)
大学生等	155 (75)	632 (302)

※ ()内の数字は、11月25日までに確認できた限りでの概数として、11月28日に公表したものである。(以下同じ。)

※ 同一事業主が、異なる学校種で取消しを行っている事例があるため、合計の件数と内訳の計は一致しない。

※ 大学生等とは、大学、短期大学、専修学校等の学生である。

<産業別>

	事業所の件数	人数
合計	172 (87)	769 (331)
農・林・漁業	0 (0)	0 (0)
鉱業	0 (0)	0 (0)
建設業	13 (7)	44 (13)
製造業	54 (17)	187 (59)
電気・ガス・熱供給・水道業	0 (0)	0 (0)
情報通信業	24 (12)	86 (33)
運輸業	3 (1)	7 (3)
卸売・小売業	18 (12)	59 (23)
金融・保険業	1 (1)	2 (1)
不動産業	23 (12)	197 (84)
飲食店・宿泊業	3 (2)	51 (49)
医療、福祉	0 (0)	0 (0)
教育、学習支援業	0 (0)	0 (0)
複合サービス事業	0 (0)	0 (0)
サービス業 (他に分類されないもの)	33 (23)	136 (66)
公務、その他	0 (0)	0 (0)

<規模別>

	事業所の件数	人数
合計	172 (87)	769 (331)
99人以下	90 (40)	217 (81)
100～299人	55 (23)	243 (73)
300人以上	27 (24)	309 (177)

<地域別>

	事業所の件数	人数
合計	172 (87)	769 (331)
北海道	0 (0)	0 (0)
東北	8 (2)	33 (15)
南関東	70 (41)	335 (140)
北関東・甲信	10 (5)	30 (13)
北陸	7 (5)	43 (37)
東海	25 (9)	74 (21)
近畿	20 (6)	71 (19)
中国	12 (9)	26 (24)
四国	2 (1)	12 (2)
九州	18 (9)	145 (60)

※ 地域区分は次のとおり。

- ① 北海道(北海道)
- ② 東北(青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島)
- ③ 南関東(埼玉、千葉、東京、神奈川)
- ④ 北関東・甲信(茨城、栃木、群馬、山梨、長野)
- ⑤ 北陸(新潟、富山、石川、福井)
- ⑥ 東海(岐阜、静岡、愛知、三重)
- ⑦ 近畿(滋賀、京都、大阪、兵庫、奈良、和歌山)
- ⑧ 中国(鳥取、島根、岡山、広島、山口)
- ⑨ 四国(徳島、香川、愛媛、高知)
- ⑩ 九州(福岡、佐賀、長崎、熊本、大分、宮崎、鹿児島、沖縄)

<取消し理由別>

	事業所の件数	人数
合計	172 (87)	769 (331)
企業倒産 (民事再生法の適用を含む)	30 (18)	207 (116)
経営の悪化	137 (66)	555 (212)
その他	4 (1)	6 (1)
不明	1 (2)	1 (2)

1 平成20年度大学等卒業予定者の就職内定状況(平成20年10月1日現在)

厚生労働省及び文部科学省では、平成20年度大学等卒業予定者の就職内定状況等を共同で調査し、平成20年10月1日現在の状況を取りまとめ、12月16日に公表を行った。

主な指標については、次のとおり。

	就職内定率	卒業予定者数	うち就職希望者数	うち就職内定者数
大学	69.9%	54万4千人	42万人	29万4千人
短大	39.4%	8万4千人	6万6千人	2万6千人
高専	94.8%	1万人	5千5百人	5千2百人
専修学校	46.2%	24万4千人	23万3千人	10万8千人
合計	65.8%	88万2千人	72万4千5百人	43万3千2百人

注) 卒業予定者数は、文部科学省「学校基本調査」(速報値)より推計した数値であり、就職希望者数及び就職内定者数は「平成20年度大学等卒業予定者の就職内定状況調査」の結果より推計した数値である。

2 平成20年度高校・中学新卒者の就職内定状況(平成20年9月末現在)

厚生労働省では、平成21年3月高校・中学新卒者の求人・求職・就職内定状況(平成20年9月末現在)を取りまとめ、11月28日に公表を行った。

主な指標については、次のとおり。

	就職内定率	求職者数	就職内定者数
高校	51.0%	192,634人	98,203人

注) 本調査は学校・公共職業安定所の紹介を希望する生徒の状況を取りまとめたものである。

新規学校卒業者の採用内定取消しへの対応

新規学校卒業者の採用内定取消し(ハローワークが指導中のものを含む)について、全国のハローワークが確認している事案は、172事業所、769人(高校生137人、大学生等632人)である。(平成20年12月19日現在)

当
面
の
取
組

特別相談窓口の設置

- 採用内定取消しの通知を受けた大学生等からの相談に対応するための特別相談窓口を、全国の学生職業センター等に設置
(支援の内容)
 - ・ 採用内定取消しを行おうとする事業主に対して、その回避等について指導を実施
 - ・ 就職を希望する大学生等に対して、求人情報の提供、職業紹介等を実施

「新規学校卒業者の採用に関する指針」の一層の周知

- ハローワークから事業主等にパンフレットを配布、厚生労働省等のホームページへの掲載
- 事業主団体への要請

(注)事業主が新卒者の採用に当たり考慮すべき事項を取りまとめたものであり、①事業主は採用内定取消しを防止するため最大限の努力を行うこと、②採用内定の時点で労働契約が成立したと見られる場合には、合理的理由がない限り取消しは無効とされること等を盛り込んでいる。

大学等とハローワークの連携強化

- 大学等と連携した採用内定取消しに関する情報の的確な把握、特別相談窓口に関する情報の学生への提供

11月28日～

新
た
な
雇
用
対
策

新たな雇用対策に関する提言(与党新雇用対策に関するPT) 20年12月5日

①内定取消しに関する相談、企業指導等の強化
特別相談窓口の設置、ハローワークによる
取消事案の一元的把握、企業名の公表 等

③新卒者の雇用の安定確保

新卒者採用後直ちに教育訓練・出向・休業を
させて雇用維持する場合も雇用調整助成金等
の対象に特例的に追加

②内定取消し学生のマッチングの促進
年長フリーターのための特別奨励金の対象に
特例的に追加 等

④22年3月卒業者に対する就職支援の強化
就職面接会の拡充、新卒者の採用拡大等
について事業主団体へ要請

12月9日

※可能なものから順次実施(②③④は20年度二次補正、21年度予算等において速やかに実施)

〈 新たな対策で年内等に実施するもの 〉

- ・ 経済団体に対し、内定取消しは解雇権濫用の問題が生じるものであることに留意し、その防止に最大限の努力するよう要請を行う。

12月 1日	総理と産業界の雇用等に関する懇談会	(総理、厚生労働大臣)
12月12日	全国中小企業団体中央会、日本自動車工業会へ要請 関係98団体へ厚生労働大臣名にて要請文を発出	(厚生労働副大臣)
12月17日	日本商工会議所へ要請	(厚生労働大臣)
	電機・電子・情報通信産業経営者連盟へ要請	(職業安定局長)
12月19日	日本経済団体連合会へ要請	(厚生労働大臣)

- ・ 企業名公表等を含む企業指導の強化について、職業安定法施行規則を1月を目途に改正。

採用内定を取り消された学生の皆さんへ

～特別相談窓口のご案内～

厚生労働省では、採用内定取消しの通知を受けた学生の方の相談に対応するための特別相談窓口を、全国の学生職業センター及び学生等職業相談窓口を設置しています。採用内定取消しに関する事、今後の就職活動に関する事など、まずは特別相談窓口へご連絡ください。

特別相談窓口における支援内容

- ・採用内定取消し通知を受けた場合の対応についてのアドバイス
- ・全国の学卒求人情報の提供、職業紹介の実施など

※ ハローワークは、採用内定取消しを行おうとする事業主に対して、その回避等に向けた指導を行います。

採用内定により労働契約が成立したと認められる場合には、解雇の場合と同様、合理的な理由がなければ、採用内定取消しは無効とされます。

全国の特別相談窓口

	名称	住所	TEL
北海道	札幌学生職業センター (ヤングハローワーク札幌)	〒060-8526 北海道札幌市中央区北4条西5丁目三井生命札幌共同ビル7階	011(233)0202
青森	青森公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークヤングプラザ)	〒030-0803 青森県青森市安方1-1-40 青森県観光物産館・アスパム3階	017(774)0220
岩手	盛岡公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク盛岡学生等職業相談コーナー)	〒020-0024 岩手県盛岡市菜園1-12-18 盛岡菜園センタービル1F	019(653)8609
宮城	仙台学生職業センター	〒980-6123 宮城県仙台市青葉区中央1-3-1 AERビル23F	022(726)8055
秋田	秋田公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (秋田学生職業相談室)	〒010-1413 秋田県秋田市御所野地蔵田3-1-1 秋田テルサ3階	018(889)8448
山形	山形公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (やまがた学生相談コーナー)	〒990-0828 山形県山形市双葉町1-2-3 山形テルサ1F	023(646)7360
福島	福島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (福島学生職業相談コーナー)	〒960-8589 福島県福島市狐塚17-40	024(534)0466
茨城	水戸公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク水戸学生職業相談コーナー)	〒310-8509 茨城県水戸市水府町1573-1 水戸公共職業安定所付属庁舎1F	029(231)6244
栃木	宇都宮公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク宇都宮 若者相談コーナー)	〒320-0027 栃木県宇都宮市鳩田1-1-20 栃木県庁南庁舎2号館 本町合同ビル1階	028(650)5315
群馬	前橋公共職業安定所 学生等職業相談窓口	〒371-0831 群馬県前橋市小相木町278-3 ハローワークまえばしごとサポートプラザ内	027(280)4510
埼玉	大宮公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングキャリアセンター埼玉 ハローワークコーナー)	〒330-0854 埼玉県さいたま市大宮区桜木町1-9-4 エクセレント大宮ビル6階	048(650)0000
千葉	船橋公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク船橋ヤングコーナー)	〒273-0005 千葉県船橋市本町1-3-1 フェイスビル9階	047(426)8474
東京	学生職業総合支援センター	〒106-0032 東京都港区六本木3-2-21 六本木ジョブパーク	03(3589)8609
神奈川	横浜公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク横浜 神奈川学生職業相談コーナー)	〒220-0004 神奈川県横浜市西区北幸1-11-15 横浜STビル16階	045(312)9206
新潟	新潟公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク新潟 若者しごと館)	〒950-0901 新潟県新潟市中央区弁天2-2-18 新潟KSビル2階	025(240)4510
富山	富山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク富山若年者職業センター)	〒930-0805 富山県富山市湊入船町9-1 とやま自遊館2階	076(444)5581
石川	金沢公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワーク金沢)	〒920-0962 石川県金沢市広坂2-1-1 石川県広坂庁舎1階	076(261)9453
福井	福井公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (福井ヤングハローワーク)	〒918-8580 福井県福井市西木田2-6-1 福井商工会議所1階	0776(34)4700

山梨	甲府公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワーク)	〒400-0031 山梨県甲府市丸の内1-8-5 県民情報プラザ1階 ジョブカフェやまなし内	055(221)8609
長野	長野公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク長野 学生就職支援室)	〒380-0835 長野県長野市南長野新田町1485-1 長野市もんぜんぶら座4階	026(228)0989
岐阜	岐阜公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークヤングスポット岐阜)	〒500-8384 岐阜県岐阜市数田南5-14-12 岐阜県シンクタンク庁舎2階	058(278)4401
静岡	静岡公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー)	〒422-8067 静岡県静岡市駿河区南町14-1 水の森ビル3F 静岡県中部県民生活センター内	054(202)4888
愛知	愛知学生職業センター (ゆ〜じゃん・ハローワークあいち)	〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄4-1-1 中日ビル12階	052(264)0701
三重	津公共職業安定所 学生職業相談窓口	〒514-0009 三重県津市羽所町700 アスト津3階 おしごと広場みえ内	059(229)9591
滋賀	大津公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク大津学生職業相談コーナー)	〒520-0051 滋賀県大津市梅林1-3-10 滋賀ビル5階ヤングジョブセンター滋賀内	077(521)0600
京都	京都西陣公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク西陣烏丸御池プラザ若年相談コーナー)	〒604-0845 京都府京都市中京区烏丸御池上ル北西角 明治安田生命京都ビル1階	075(256)8609
大阪	大阪学生職業センター	〒542-0081 大阪府大阪市中央区南船場3-4-26 出光ナガホリビル9階	06(4963)4703
兵庫	神戸公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク神戸学生職業相談コーナー)	〒650-0044 兵庫県神戸市中央区東川崎町1-1-3 神戸クリスタルタワー12階	078(351)3371
奈良	奈良公共職業安定所 学生職業相談担当窓口	〒630-8113 奈良県奈良市法蓮町387 奈良第三地方合同庁舎1階	0742(36)1601
和歌山	和歌山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (和歌山ヤングワークサロン)	〒640-8033 和歌山県和歌山市本町2-45 ジョブカフェわかやま1F	073(421)1220
鳥取	鳥取公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークとっとり)	〒680-0846 鳥取県鳥取市扇町7 鳥取フコク生命駅前ビル 1F	0857(39)8986
島根	松江公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングワークサロン)	〒690-0003 島根県松江市朝日町478-18	0852(28)8609
岡山	岡山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー)	〒700-0901 岡山県岡山市本町6-36 第1セントラルビル7階ハローワークプラザ岡市内	086(222)2900
広島	広島学生職業センター	〒730-0013 広島県広島市中区八丁堀16-14 第2広電ビル5階	082(224)1120
山口	山口公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤング・ハローワーク山口)	〒754-0014 山口県山口市小郡高砂町1-20	083(973)8080
徳島	徳島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (学生職業相談コーナー)	〒770-0831 徳島県徳島市寺島本町西1-7-1 日通朝日徳島ビル1階	088(625)1735
香川	高松公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (しごとプラザ高松 学生相談コーナー)	〒760-0054 香川県高松市常磐町1-9-1 しごとプラザ高松内	087(834)8609
愛媛	松山公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークプラザ松山学生職業相談コーナー)	〒790-0012 愛媛県松山市湊町3-4-6 松山銀天街ショッピングビルGET! 4階	089(913)7416
高知	高知公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク高知若者相談コーナー)	〒780-0822 高知県高知市帯屋町2-1-35 片岡ビル3階	088(802)2076
福岡	福岡学生職業センター	〒810-0001 福岡県福岡市中央区天神1-4-2 エルガー12階	092(714)1556
佐賀	佐賀公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークSAGA)	〒840-0826 佐賀県佐賀市白山2-2-7 KITAJIMAビル2階	0952(24)2616
長崎	長崎公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワーク長崎)	〒850-0841 長崎県長崎市銅座町4-1 りそな長崎ビル5階	095(818)3011
熊本	熊本公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (熊本ヤングハローワーク)	〒862-0950 熊本県熊本市水前寺1-4-1 水前寺駅ビル2階	096(385)8240
大分	大分公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワークプラザおおいた内学生職業相談コーナー)	〒870-0029 大分県大分市高砂町2-50 OASISひろば21 B1F ハローワークプラザおおいた内	097(533)8600
宮崎	宮崎公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (宮崎学生職業相談コーナー)	〒880-2105 宮崎県宮崎市大塚台西1-1-39 ハローワークプラザ宮崎内	0985(62)4123
鹿児島	鹿児島公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ヤングハローワークかごしま)	〒892-0842 鹿児島県鹿児島市東千石町1-38 鹿児島商工会議所ビル(アイムビル)3階	099(224)3433
沖縄	那覇公共職業安定所 学生等職業相談窓口 (ハローワーク那覇 学卒部門)	〒900-0006 沖縄県那覇市おもろまち1-3-25 3階	098(866)8609

平成20年度厚生労働省第2次補正予算(案)

第1 雇用状況の改善のための緊急対策の推進

- 4 内定取消し問題への対応 32百万円
- (1) 内定を取り消された学生等への就職支援等の強化 32百万円
企業名の公表も含め、企業に対する指導を徹底するとともに、採用内定を取り消された就職未決定者について、早期に就職先が決まるよう、年長フリーター支援のための奨励金(中小企業1人100万円、大企業50万円)の対象に特例的に追加する。(制度要求)
また、採用内定を取り消された学生等を含む未内定者について、ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に地域の企業との就職面接会を開催する。
- (2) 新卒者の雇用の安定確保
新規学卒者について、採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る場合も助成金等の対象となるよう、対象者を特例的に拡大する。(制度要求)

平成21年度 予算案の主要事項

第2 厳しい経済環境下における雇用・生活安定の確保

1 雇用状況の改善のための緊急対策の推進

(4) 内定取消し問題への対応 7.6億円

① 内定を取り消された学生等への就職支援の強化 7.0億円

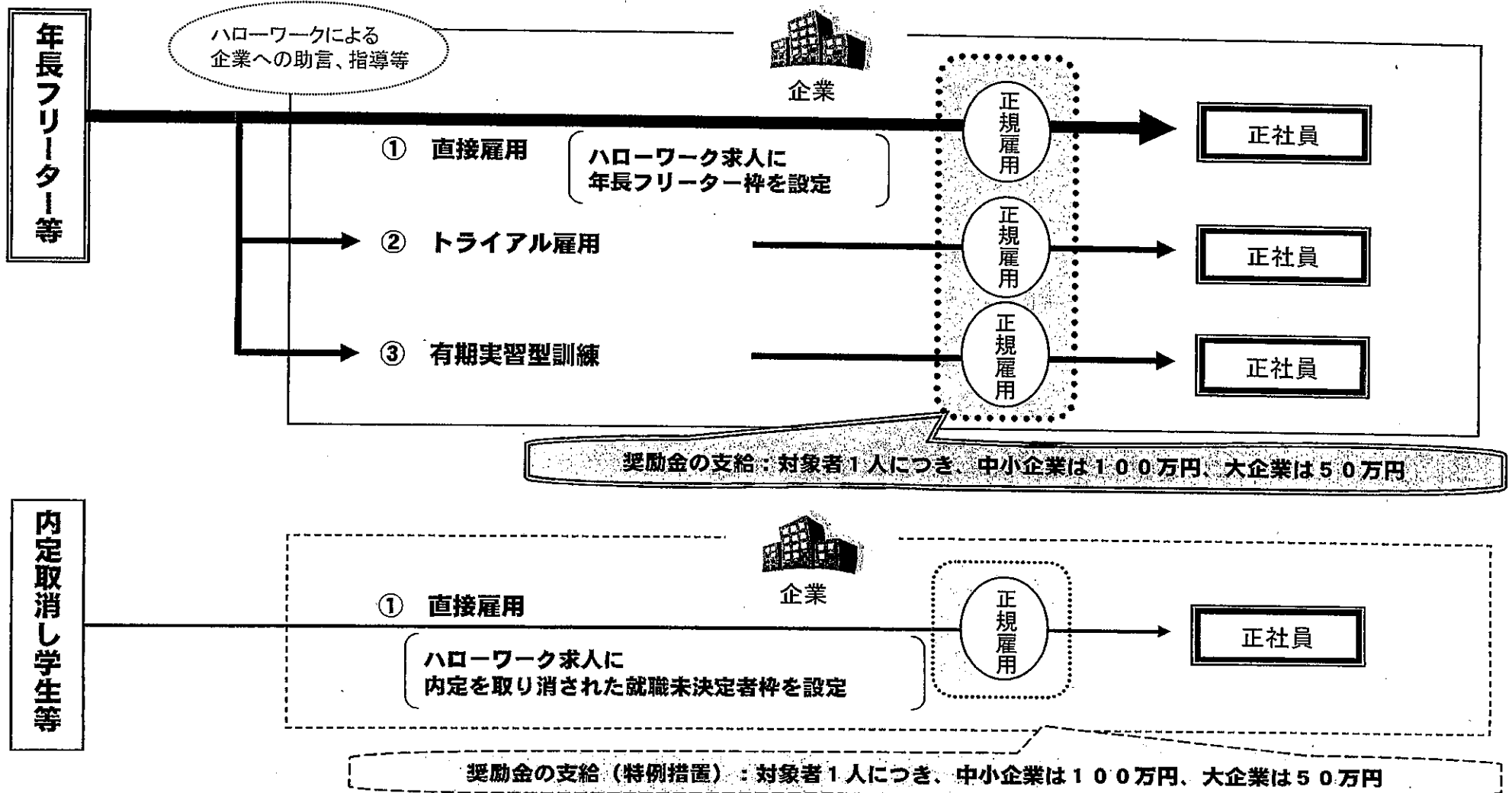
企業名の公表も含め、企業に対する指導を徹底するとともに、採用内定を取り消された学生等について、正規に雇用する事業主に対して奨励金(100万円(大企業50万円))を支給する。また、新規学卒者の雇用の安定を図るため、雇用調整助成金を活用し、採用後直ちに教育訓練・出向・休業させることにより雇用の維持を図る事業主への支援(賃金・手当の4/5(大企業2/3))を行う。

② 新規学卒者に対する就職支援の強化 61百万円

ものづくり企業・中小企業や介護分野等を中心に地域の企業との就職面接会を実施する。

年長フリーター支援のための特別奨励金の創設 (若年者等正規雇用化特別奨励金(仮称))

年長フリーター等(25歳~39歳)を対象とした求人枠を積極的に設けて正規雇用する事業主等に対して、奨励金を支給(中小企業については1人100万円、大企業については50万円)することとし、今後3年間で集中的に年長フリーター等の雇用機会の確保を図る。また、内定を取り消された就職未決定者を奨励金の対象に追加する(特例措置)。



～雇用維持に努力される事業主(中小企業以外)の皆様へ～

雇用調整助成金の支給要件・対象労働者が変更になりました!

お知らせ

1. 支給要件について最近3か月の生産量はその直前3か月又は前年同期比で5%以上減少していれば対象となります。
※従来の雇用量要件は廃止しました。
2. 雇用保険の被保険者として6か月以上継続して雇用されている方に加え、次の方も対象となります。
 - ①被保険者期間が6か月未満の方(新規学卒者を含む)
 - ②6か月以上雇用されている被保険者以外の方(週の所定労働時間が20時間以上の方に限ります。)

本助成金の目的

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇用を維持していただく場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成します。

休業、教育訓練の場合

- ①休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の2分の1(上限あり)。
- ②教育訓練を実施した際は教育訓練費として1人1日1,200円を①に上乗せします。

出向の場合

出向元事業主の負担額(概ね2分の1を上限)の2分の1(上限あり)。

- ①休業、教育訓練又は出向の実施について、原則事前に都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に届け出る必要があります。
- ②このリーフレットの記載内容は、特にことわりのない限り平成20年12月現在のもので、詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークにおたずねください。

1 助成率

2 その他

～雇用維持に努力される中小企業事業主の皆様へ～

中小企業緊急雇用安定助成金の支給要件・対象労働者が変更になりました!

お知らせ

1. 支給要件について従来の雇用量要件は廃止しました。
2. 雇用保険の被保険者として6か月以上継続して雇用されている方に加え、次の方も対象となります。
 - ①被保険者期間が6か月未満の方(新規学卒者を含む)
 - ②6か月以上雇用されている被保険者以外の方(週の所定労働時間が20時間以上の方に限ります。)

本助成金の目的

景気の変動などの経済上の理由による企業収益の悪化から、生産量が減少し、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、解雇を避け、雇用する労働者を一時的に休業、教育訓練又は出向をさせることによって雇用を維持していただく場合に、休業、教育訓練又は出向に係る手当等の一部を助成します。

1 対象となる事業主の方

生産量の要件があります。

- ①最近3か月の生産量がその直前3か月又は前年同期比で減少していること。
- ②前期決算等の経常利益が赤字であること(生産量が5%以上減少している場合は不要)。

2 助成率

休業、教育訓練の場合

- ①休業手当又は賃金に相当する額として厚生労働大臣が定める方法により算定した額の5分の4(上限あり)。
- ②教育訓練を実施した際は教育訓練費として1人1日6,000円を①に上乗せします。

出向の場合

出向元事業主の負担額(概ね2分の1を上限)の5分の4(上限あり)。

3 その他

- ①休業、教育訓練又は出向の実施について、原則事前に都道府県労働局又はハローワーク(公共職業安定所)に届け出る必要があります。
- ②このリーフレットの記載内容は、特にことわりのない限り平成20年12月現在のもので、詳細は最寄りの都道府県労働局又はハローワークにおたずねください。

厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク(公共職業安定所)

20.12